障がい者ワークシェアリング事業実施要綱

（平成24年４月５日決裁）
（平成25年４月１日決裁）
（令和３年３月31日決裁）
（令和３年６月22日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、障がい者の就労意欲の喚起を図り社会参加を促すとともに、市役所内及び民間企業に対して障がい者の社会参加について啓発することにより、もって障がい者への理解及び一般就労の促進を図ることを目的とする。

（事業）

第２条　この要綱による障がい者ワークシェアリング事業（以下「事業」という。）とは、市の業務のうち障がい者が遂行可能な業務について、障がい者に就労体験させる事業をいう。

（事業の対象者）

第３条　事業の対象者は、市内の障がい福祉サービス事業所、精神科デイケア、特別支援学校、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター（以下「事業所等」という。）が関わりを持ち、一般就労を目指している障がい者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条第１号から第４号までに該当する者を除く。

⑴　事業を実施する時に当該事業に参加する者に関わりを持つ事業所等の職員の付き添いがあること。

⑵　市が別に定める誓約書を提出できること。

（業務、実施時間等）

第４条　事業の対象とする業務は、市の業務のうち軽作業、事務補助等の業務であって、市が事業の対象と認めるものとする。

２　事業の実施は、毎年４月１日から翌年の３月31日までの間で、前項に規定する業務が発生する日又は期間とする。

３　事業の実施時間は、午前８時30分から午後５時15分の間で、１時間を単位として市が別に定める時間とする。

４　事業への参加は、事業へ参加した者１人につき年間180日を限度とする。

（謝礼金）

第５条　市は、事業に参加した障がい者（以下「参加者」という。）及び事業所等に対し、謝礼金を支払う。

２　参加者に対しては、事業の実施日における１時間当たりの福島県の最低賃金に相当する額を謝礼金として支払う。

３　事業所等に対しては、参加者１人について、１日につき、千円を謝礼金として支払う。

４　第２項及び第３項の謝礼金の支払いについては、毎月１日から末日までを計算期間とし、翌月の21日に現金で支払う。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日に支払う。

５　市は、第１項及び第２項の規定にかかわらず、参加者から謝礼金の受領に関する一切の権限を事業所等の代表者に委任する旨の委任状の提出があったときは、謝礼金を事業所等の代表者に支払うものとする。

（守秘義務）

第６条　参加者及び事業者等は、事業により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（事故等への対応）

第７条　事業における事故等に関しては、事業所等で責任を負うこととする。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成25年３月１日から同月末日までを計算期間とする謝礼金の支払については、この要綱による改正前の障がい者ワークシェアリング事業実施要綱第５条の規定を適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。